

**平成 29 年度岡山市市民協働推進モデル事業
中間評価表**

実施団体	NPO 法人ポケットサポート		
協働部署	保健所健康づくり課		
記入日	2017 年 9 月 13 日		

1. 事業の目標と達成状況

目標	目標に対する現在の状況	今後の対応
子どもたちへの学習支援の提供：200 名程度/年	・ 8 月時点でのべ 30 名程度（想定より少ない）	・ 今年度は法人事務所を活動拠点としているため、来所できる人数が限られていたが、岡山大学病院（マスカットキューブ）での学習支援を再開する予定となっており、昨年度と同程度の人数まで増える見込みである。 ・ 引き続き特別授業の開催などを行い、支援内容の充実に努めていく。
学習・復学支援内容の充実	・ 通常の学習支援に加えてゲーム大会と科学実験を実施しており、子どもたちに交流・体験の機会を提供した。 ・ 支援者（大学生ボランティア）の育成のため、定期的に研修とふりかえりを実施しているほか、支援者の環境整備のためのマニュアル、電子辞書、教科書ガイドを導入している。	・ 今後も外部講師を招いた「特別授業」の実施を予定している。（年度内にあと 5 回開催予定。） ・ 支援者の育成も継続して実施していく。
院内学級を有しない総合病院への学習支援	・ 調査協力の打診を通じて協働事業についての理解が得られたことで、岡山済生会総合病院と国立病院機構岡山医療センターにてスタッフを派遣することとなった。 ・ 岡山済生会総合病院では、9 月より週 1 回、2 時間の学習支援を開始している。なお、済生会病院は院内学級を有しているため差別化を図る必要がある。 ・ 国立病院機構岡山医療センターでのスタッフ派遣の時期は未確定だが、今年度中を目標としている。	・ スタッフの派遣を通じて当事者（子どもや保護者）へのヒアリングを行い、調査の情報を補足する。 ・ ボランティアスタッフの量的・質的拡充が必要となるため、岡山大学、ノートルダム清心女子大学、就実大学との連携を深めつつ、ボランティアを育成するボランティア（ボランティアリーダー）の育成を進めていく必要がある。
病気の子どもの環境理解についての講演会の開催：参加者 200 名以上。	参加者 218 名（達成率 109%）	特になし。
平成 30 年度以降、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の任意事業の委託を受けられる活動を行う。 （岡山市小児慢性特定疾病児童等相談支援センターとの連携を深める。）	・ 現時点では平成 30 年度の予算要求にあたって以下の 2 点についての検討・改善が必要となる。 ① ポケットスペースの利用人数 ② 調査の回答数（現時点で 2 名） なお、②については対象が限られていることやアンケートの性質（気軽に依頼・回答できるものではない）を考慮すると今後も回答数の増加は期待できない。1 年を通じて 5 名程度から回答が得られればよい。 ・ 岡山大学病院の通院者は岡山市民に限らず、昨年度のポケットスペースの利用者についても約半数が市外在住者となっている。岡山市在住者のみに支援対象を限定することは難しいと思われるが、岡山市の施策として実施するうえではなんらかの整理が必要となる。 ・ 「小児慢性特定疾病児童等相談支援センター」とは会議などで情報を共有していたが、職員の退職にともなう不在期間があり、連携が中断していた。先日、新たな職員が雇用されたため、今後はこれまでと同様に情報を共有しながら相互の事業の相乗効果創出に努めていく予定となっている。	・ 担当課にて岡山県及び倉敷市との情報共有を継続しつつ、将来的に広域での事業展開（各主体による予算の按分を含む）の可能性を探る。 ・ 予算の大幅な増加は見込めないため、団体にてポケットスペース事業の効率的な運営形態を検討しておく。高単価なスタッフの役割をしくみづくりに特化して、理事（無償）やボランティアスタッフの現場での役割を拡大するなど。

2. 協働の基本原則に基づくチェックリスト

協働の原則	チェック（できたものに☑）	指標（※指標の番号が大きくなるほど協働が進んでいる状態を表します。）
相互理解の原則	☑	① 実施団体と協働部署がそれぞれの役割を明文化している
	☑	② 実施団体と協働部署がそれぞれの役割を果たしている。
	☑	③ 実施団体のミッションを理解している（協働部署が回答）。
	☑	④ 岡山市（協働部署）の方針や計画を理解している（実施団体が回答）。
	☑	⑤ 実施団体と協働部署のそれぞれの強みが発揮され、弱みが補われている。
目的共有の原則	☑	① 実施団体と協働部署が事業のスケジュールを把握している。
	☑	② 実施団体と協働部署の双方の合意によって事業目標が決定されている。
	☑	③ 実施団体と協働部署が事業の経過における成果・課題を共有している。
	☑	④ 実施団体と協働部署が理想とする社会状況を共有している。
	☑	⑤ 実施団体と協働部署が理想とする社会状況と現状とのギャップを整理・共有している。
対等の原則	☑	① 双方の合意によって役割分担が図られている。
	☑	② 実施団体の意思・意見が尊重されている（実施団体が回答）。
	☑	③ 協働部署の意思・意見が尊重されている（協働部署が回答）。
	☑	④ 実施団体のみに役割や責任が集中していない（実施団体が回答）。
	☑	⑤ 協働部署のみに役割や責任が集中していない（協働部署が回答）。
自主性及び自立性尊重の原則	☑	① 実施団体と協働部署が積極的に意思表示をしている。
	☑	② 事業またはその他の意思決定において実施団体に不当に干渉されていない（協働部署が回答）。
	☑	③ 事業またはその他の意思決定において協働部署に不当に干渉されていない（実施団体が回答）。
	☑	④ 事業またはその他の意思決定において実施団体に依存されていない（協働部署が回答）。
	☑	⑤ 事業またはその他の意思決定において協働部署に依存されていない（実施団体が回答）。
公開の原則	☑	① 実施団体と協働部署間で事業の進捗状況や予算の執行状況が随時共有されている。
	☑	② 議事録やイベントごとの報告書が作成され、実施団体と協働部署で共有されている。
	☑	③ 必要に応じて実施団体と協働部署以外の第三者の助言を仰いでいる。
	☑	④ 事業の案内が実施団体のウェブサイト等で随時発信されている。
	☑	⑤ 事業の結果が実施団体のウェブサイト等で随時発信されている。